

京田辺市告示 186 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、  
令和 8 年度軽自動車税の督促状を下記のとおり公示送達する。

令和 8 年 10 月 26 日

京田辺市長 上 村 崇



記

1 送達する書類

令和 8 年度軽自動車税督促状

2 送達を受ける者

別紙公示送達者一覧のとおり

3 備考

書類については、京田辺市市民部税務課に保管してありますので、京田辺市役所に来庁のうえ、受領してください。

（注意）

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和8年度軽自動車税督促状 公示送達者一覧

| No. | 氏 名   |
|-----|-------|
| 1   | 橋本 勝  |
| 2   | 橋本 勝  |
| 3   | 安井 大貴 |
| 4   | 安井 大貴 |
| 5   | 高田 優  |
| 6   | 山口 優真 |